

プレジャーボートの指導・監視活動の総括について

令和 6 年度のプレジャーボート利用のハイシーズン（4 月～9 月）が終了したが、その結果概要は以下のとおりであった。

1. 実施体制

- 会計年度任用職員 B（航行規制水域監視用務）
 - ・ 週 3 日勤務 1 名
 - ・ 主に土、日、祝日等休日の監視船による湖上監視・取締業務に従事。
- 会計年度任用職員 C（琵琶湖レジャー監視、指導補助業務）
 - ・ 週 4 日勤務
 - ・ 4 月および 10 月：2 名体制 5 月～9 月：4 名体制で実施
 - ・ 基本的に陸上監視・取締業務に従事
- 琵琶湖レジャー対策係員
 - ・ 湖上監視については、係長以下 3 人の職員が交替で対応。
 - ・ 必要に応じて陸上監視・取締業務や啓発活動に同行。
 - ・ 執務時間中の苦情申し出への対応
（監視活動のタイミングが合えば、会計年度任用職員に対応を依頼）

2. 実施内容

- 4 月
 - ・ 滋賀県警察本部地域課および大津北署を訪問し、夏季のハイシーズンに向けた協力依頼ならびに改正水上安全条例についての情報共有を行った。
 - ・ マリーナ事業者を訪問し、啓発活動および各種協力依頼を行った。
 - ・ 県内各所で啓発看板や幟旗等の設置を行った。
→大津市松の浦にて幟旗を新規で設置した。
→彦根市松原水泳場が廃止されたことに伴い、幟旗を増設した。
- 5 月～9 月
 - ・ 陸上監視は、苦情申し出が多いポイントを中心に連日、監視活動を実施した（荒天時を除く）。
 - ・ 湖上監視は 5 月～7 月中旬および 9 月は日曜日を中心に、7 月下旬～8 月についてはほぼ全ての休日（お盆期間も含む）において監視活動を実施した。（荒天時を除く）。
 - ・ 6 月 27 日（木）には、令和 6 年度水泳場に関する意見交換会として近江舞子周辺の水泳場開設者とレジャー最盛期に向けた意見交換を行った。
 - ・ 7 月 21 日（日）には、近江舞子において県警および国交省との合同啓発を実施した。
 - ・ 7 月 21 日（日）、7 月 28 日（日）および 8 月 10 日（土）は、レジャー係全職員および琵琶湖保全再生課他係の応援職員と協力し、近江舞子で集中監視を実施した。
 - ・ 集中監視の際は監視船だけではなく、水上バイクを借り上げ、航行規制水域違反走行艇に対し、監視船よりも機動的に指導、啓発を行った。
 - ・ プレジャーボート利用者に対して指導等を行い、その際に揚降場所が特定できた場合は、その都度、該当のマリーナ事業者に対しても指導や注意喚起を行った。

- ・ 彦根市生活環境課と連携し、彦根市域の監視、啓発にご協力いただいた。
- ・ 高島市都市政策課と連携し、夏季の利用状況について情報共有を図った。

3. 近年の監視における改善点

- 監視船の運航回数を増やした。
R 2 : 33 回 R 3 : 38 回 R 4 : 40 回 R 5 : 40 回 R 6 : 40 回
- レジャーハイシーズンは、連日監視活動を実施（陸上のみ、あるいは湖上・陸上とも）することができた。
- 苦情申し出者やマリーナ事業者に対し可能な限り接触し、直接話をするように努めた。
- 監視地点について、苦情等の問題が発生している地域に監視時間を集中させ、実効性のある監視を行った。
- 違反者に対する指導はもちろん、違反の無い場所においても、操船者への声掛けを徹底し、生活環境被害の未然防止を強化した。
- 最もプレジャーボートの利用者が多く、それに伴って苦情申し出も多くなるお盆期間に連日監視船を運航した（8/14 除く）。これにより、複数あった苦情申し出（県警経由を含む）に対して速やかに対応することができた。
- 夏季集中監視において、水上バイクによる監視体制を構築したことで、監視船より機動性に優れた監視を実施することができた。
- 監視船運航については直近の苦情発生場所や発生時間を考慮して巡回ルートを決し、できる限り苦情が発生していると思われる時間・場所で監視を行うよう努めた。

4. 取組の結果

- 条例第 14 条に基づく停止命令書の交付件数…17 件（11 月末時点）
※過去最多
- 指導・警告件数…69 件（11 月末時点）
- 苦情申し立て件数…R 5 年度：18 件→R 6 年度：16 件（外来魚関係 1 件）
- 大津市南小松については、これまでもプレジャーボートが多く、課題のある地域であるものの、日々の指導・啓発により規制内容の周知が図れてきているものと思慮される。
- 米原市磯からプレジャーボートの騒音について苦情を頂いているものの、監視船にて監視していることは非常に心強い旨、声を頂いている。

5. 課題

- 昨年度、湖西（特に大津市域）において騒音苦情が多く、今年度は湖西に監視箇所や時間を集中させることで、多くの停止命令書を交付することができ、効果的な指導・啓発が実施できたと考えるが、今年度は湖東（特に彦根市域、米原市域）でも騒音苦情が多く発生し、重点的に監視すべきエリアの再検討が必要である。
- 近年は秋でも高温の日が続くようになり、今年度は 10 月に入ってもプレジャーボートの苦情が発生した。今後もレジャー利用による騒音苦情の発生が長期化することが懸念され、限られた人員や予算で対応していくためにも、より苦情の発生しやすい曜日に監視活動をあてるなどの検討が必要と考えている。
- 彦根市域での苦情発生エリアでは外国人レジャー利用者が多くみられた。コロナ禍を経てインバウンドの増加や県内でも外国籍の住民が増加していることから、外国籍の方への琵琶湖ルールの啓発方法を検討する必要がある。